



# 国土交通省環境行動計画の概要

—国土交通分野における新たな環境施策とは—

麓 裕 樹

国土交通省では、これまでの環境施策全体を総点検するとともに、今後の方向性について検討するため2004年6月28日に「国土交通省環境行動計画」を公表した。本行動計画では、これからの国土交通省の環境政策の基本的な考え方を示すとともに、国土交通省が環境分野においてここ数年（3ヵ年程度）で新たに取組もうとしている施策についてとりまとめている。

具体的施策として、「国土交通行政のグリーン化」を効果的に進めるために「6つの改革」を掲げているが、例えば社会資本整備においては、事業の構想、計画段階から実施、維持管理、廃棄に至るまでの事業全体のライフサイクルで総合的に評価する仕組みを検討することとしている。国土交通省では、環境行動計画の策定を機に、環境分野における取組みにおいて新たなステップを踏み出しており、これからの国土交通省の環境への取組みに御注目いただきたい。

キーワード：国土交通省、環境行動計画、国土交通行政のグリーン化、地球温暖化、循環型社会の形成、建設機械、排出ガス対策

## 1. はじめに

国土交通省は4省庁統合による発足から4年目を迎えた。横断的な課題である環境政策の分野においては、省内関係部局間の連携を、これまで以上に一層進めていく必要がある。

また、本年は政府の「地球温暖化対策推進大綱」の見直しの年にあたっていることから、国土交通分野の地球温暖化対策について、改めて検討する必要がある。

このような背景のもと、国土交通省では、これまでの環境施策全体を総点検するとともに、今後の方向性について検討するため、2003年10月、省内に事務次官以下局長クラスからなる環境行動計画策定のための検討委員会を設置して議論を進め、1年近くにわたる検討の結果、2004年6月28日に「国土交通省環境行動計画」を公表した。

本行動計画では、これからの国土交通省の環境政策の基本的な考え方を示すとともに、国土交通省が環境分野においてここ数年（3ヵ年程度）で新たに取組もうとしている施策についてとりまとめている。以下に行動計画の概要を紹介する（表—1）。

## 2. 基本的な考え方

—国土交通行政のグリーン化—

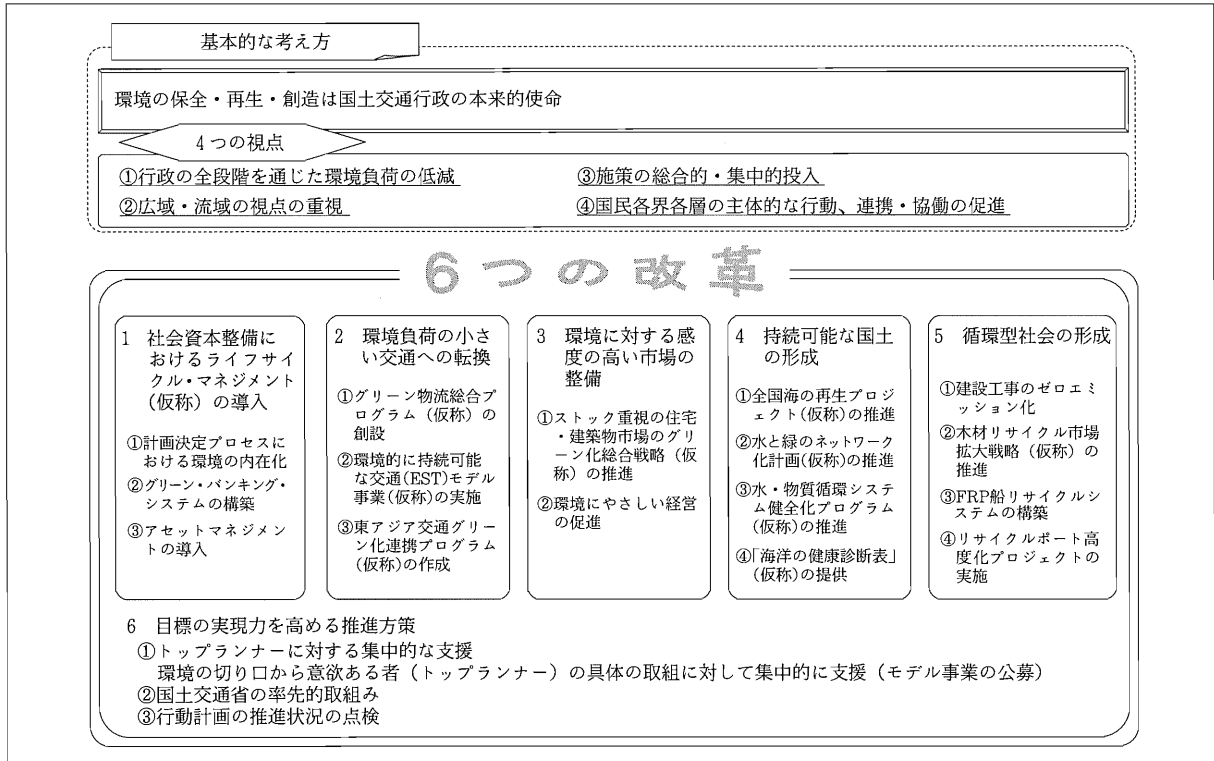
本行動計画は2部構成となっており、第1章では行動計画をまとめるに当たっての基本的な考え方として「4つの視点」を掲げるとともに、主な取組みの内容を「6つの改革」として分かりやすくまとめている。

### （1）4つの視点

環境行動計画の策定に当たり、重要と考えた4つの視点として、以下の点を挙げている。

- ① 例えば公共事業に見られるように、構想・計画段階から事業実施、維持管理、そして廃止に至るまで、行政の全段階を通じた環境負荷の低減を促進していく必要がある。
- ② 例えば水質改善を見ればわかるように、関係流域、原因発生源の陸域における対策など、広域的な視点が必要である。
- ③ 例えば地域における環境の観点からの交通対策のように、関係する主体が参加する総合的な計画に従い、各種施策を効果的に組合せ、集中的に投入することが必要である。
- ④ 現在の地球環境問題では、市民、NPO、企業等、国民各界各層の主体的な行動と相互の連携・

表一 国土交通省環境行動計画（案）—国土交通行政のグリーン化—



協働を促進していくことが必要である。

(2) 6つの改革

前述の4つの視点を踏まえ、「国土交通行政のグリーン化」を効果的に進めるため、主たる施策として以下の「6つの改革」を掲げている。

(a) 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメント（仮称）の導入

事業の構想、計画段階から実施、維持管理、廃棄に至るまでの事業全体のライフサイクルで総合的に評価する仕組みを検討する。また、事業の実施によって緑地や干潟等を減少させないための仕組みづくり（グリーン・バンキング・システムの構築）を進める。この他、総合的な資産管理手法の導入により、公共施設の長寿命化を推進していく（表一2）。

(b) 環境負荷の小さい交通への転換

環境負荷の小さい交通体系の実現を図るため、利用者への経済的な誘引の付与など需要面に着目した施策や、地域と交通事業との連携強化による公共交通機関の利用促進などが重要であり、具体的には、荷主と物流事業者が協力して燃料消費量の削減を図るための環境整備を行う「グリーン物流総合プログラム（仮称）」の創設や、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域を募集し集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業（仮称）」の実施等が挙げられる。

(c) 環境に対する感度の高い市場の整備

国民や企業の合理的な選択行動が環境負荷の軽減につながっていくような市場の整備が必要である。

具体的には、特に住宅の省エネルギーリフォームを進めるための支援等、住宅のストック対策を進めるほか、住宅等の総合的な環境性能に関する情報提供を強化し、消費者の的確な選択を支援していく。

また、トラック事業等の分野に導入されている企業の環境取組みを評価する「グリーン経営認証制度」の充実・拡大などを通じ、市場のグリーン化を進めていく。

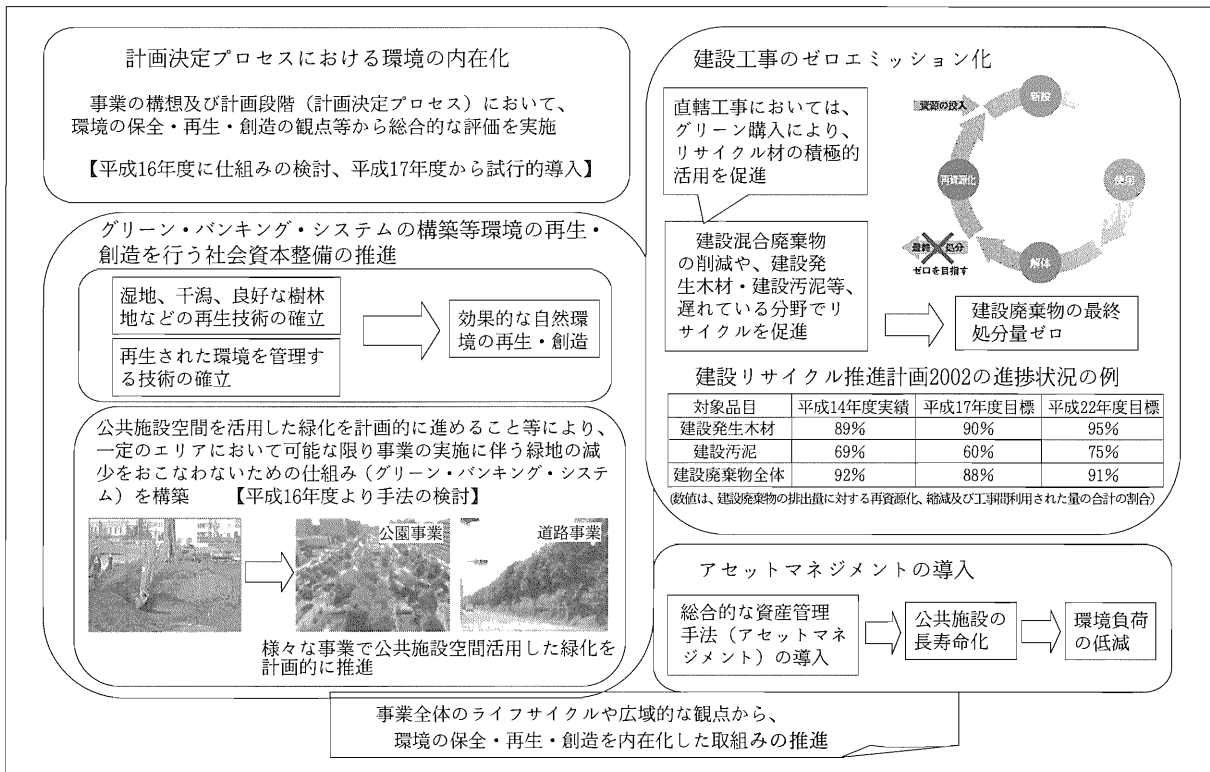
(d) 持続可能な国土の形成

最近の環境問題は、原因者が多岐にわたる、因果関係が複雑である等の事情により、個別課題への対応では対応が困難である。このため、閉鎖性水域の水質改善を目指す「全国海の再生」プロジェクトや、水と緑のネットワーク化に関する計画などの取組みを通じ、地方公共団体、市民やNPO等との幅広い連携・協働を進めていく。

(e) 循環型社会の形成

社会における物質循環を確保し、資源の消費を抑制し、環境負荷を低減することが重要である。建設発生木材やFRP船のリサイクルへの取組み等において関係者の連携を強化するほか、建設廃棄物の最終処分量をゼロにする等の取組みを進める。また、直轄工事ではリサイクル材の積極的活用等、率先的取組みを進めていく。

表一 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメントの導入



### (f) 目標の実現力を高める推進方策

環境に関して先進的な取組みを進めようとする意欲ある主体（トップランナー）の取組みを支援することにより、先進事例の波及させる手法を推進する。具体的には、一定の地域において集中的な支援を行い、その効果を検証するモデル事業の公募を考えている。

また、本行動計画の実施に当たっては、既存の具体的な数値目標の見直しや設定を行うとともに、その実施状況について定期的に点検していく。

## 3. 新たな施策展開—具体的な各種施策—

第1章では、新たな施策展開として、ここ数年で新たに取組んでいく施策について、施策分野毎にまとめている。

- ① 地球温暖化問題への対応、
- ② 循環型社会の形成、
- ③ 健全な自然環境の確保・水循環の構築、
- ④ 良好な生活環境の形成、
- ⑤ その他各種環境課題に共通する取組み、

に分け、各分野の中でさらにテーマを設定して具体的な施策を記述している。

建設施工分野においては、地球温暖化対策として建設施工における建設機械からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギー運転方法の普及、低燃費型建設機械の普及促進策を検討すること、また排出ガス対策型建設機械の使用を普及・促進するための措置等が位置付けられているところである。

その他の個別の施策については、紙面が限られており御紹介できないが、「国土交通省環境行動計画」の本文は国土交通省のホームページ ([http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/01/010628\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/01/010628_.html)) から参照していただきたい。

国土交通省では、環境行動計画の策定を機に、環境分野における取組みにおいて新たなステップを踏出しており、これからの国土交通省の環境への取組みに御注目いただきたい。

JCMA

#### 【筆者紹介】

麓 裕樹（ふもと ひろき）  
国土交通省  
総合政策局  
国土環境・調整課  
課長補佐

